

産業廃棄物収集運搬業許可証

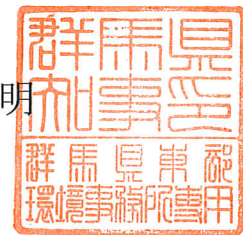
住 所 埼玉県八潮市八潮四丁目21番地3

氏 名 株式会社大場組

代表取締役 大場智嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 30年 6月 20日

許可の有効期限 平成 35年 6月 19日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①汚泥、②廃油、③廃酸、④廃アルカリ、⑤廃プラスチック類、⑥紙くず、⑦木くず、⑧繊維くず、⑨金属くず、⑩ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑪がれき類（以上11種類）

※⑤については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑨については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑩については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑪については、石綿含有産業廃棄物を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 15年 6月 20日 新規許可

平成 20年 6月 20日 更新許可

平成 25年 6月 20日 更新許可

平成 30年 5月 30日 変更許可

様式第七号（第十条の二関係）

平成 30年 6月 20日 更新許可

4 積替え許可の有無 有 ・ 無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無